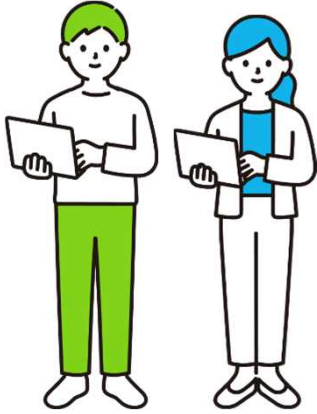


株式会社の  
設立手続きが  
スムーズに！



定款認証の手続きが  
「**2つの原則**」の導入で  
便利になります！

原則  
**01**

## 48時間原則

定款の作成をかんたんに！

「定款作成支援ツール」を  
無料で公開します

2023.12.26～ 全国どこでもご利用いただけます



手続きをスピーディーに！

定款作成支援ツールをご利用の場合、  
原則として**48時間以内**に手続きを完了します

2024.1.10～ 東京都内・福岡県内の公証役場でスタート

※2024.2.1～ 運用改善。利用状況を踏まえて、順次拡大予定。



原則  
**02**

## ウェブ会議原則

面前審査もオンラインで！

公証人との面前審査の手続きは  
**ウェブ会議**を原則にします

2024.3～ 全国で開始予定

※上記の期間以前も、ご希望の方は、ウェブ会議をご利用いただけます。

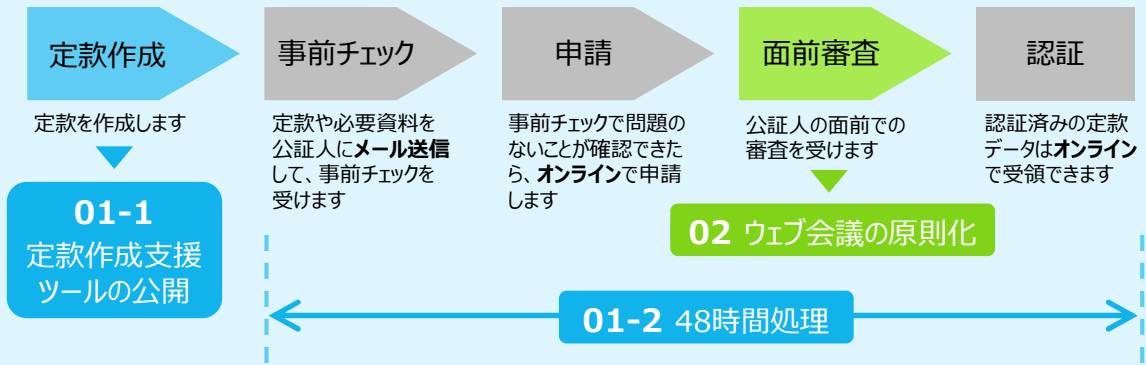
公証人にお気軽にご相談ください。



詳細は裏面をご覧ください

## 定款認証の手続が変わります

変更後の手続のイメージ



### 01-1 定款作成支援ツールの公開

2023.12.26～全国

小規模でシンプルな株式会社をスピーディーに設立したいという起業家のニーズにこたえるため、定款作成を支援するツールを新たに作成し、公開しました。

日本公証人連合会ホームページ（下部参照）からツールをダウンロードの上、必要項目についてプルダウン選択・入力すれば、定款が完成します。

- ※ ツールは上記のニーズにこたえるために作成したものであり、発起人3名以下・取締役会非設置など作成できる定款の内容には制限があります。2024.2～事業目的の記載欄が拡張されました。
- ※ ツールは、日本公証人連合会の許可を得て、二次利用（改良・第三者への提供等）することも可能です。日本公証人連合会事務局（03-3502-8050）までお問い合わせください。

### 01-2 48時間処理

2024.1.10～東京都・福岡県

定款作成支援ツールを利用して作成した定款について、原則として48時間以内に認証手続を完了する運用を、東京都内・福岡県内の全公証役場でスタートしました。

- ※ 48時間処理を希望する旨の申請（定款作成支援ツールで作成できます）を提出いただく必要があります。
- ※ 定款作成支援ツール（同ツールを二次利用した民間サービスも可）により作成した定款に限られます。ご利用に当たっては、定款に電子署名をし、オンラインで申請をする必要があります。  
2024.2～紙の委任状等を郵送・持参して別途提出する方法も認められるようになりました。
- ※ 日中に面前審査の日程のご都合がつかない場合には、平日夜間（20時まで）にウェブ会議により審査を受けることも可能です。ご希望の方は、公証人にご相談ください。
- ※ 48時間の起算点は、必要な資料がすべて公証役場にメールで到達したときです。資料に不備などがあれば、手続に時間を要する場合があります。また、48時間の算定は、土・日・祝日を除きます。紙の委任状等を郵送又は持参により提出する場合には、算定方法が異なります。

### 02 ウェブ会議の原則化

2024.3～全国

公証人の面前での審査について、対面実施の希望がない限り、ウェブ会議で実施することを原則とします。詳細は、おって日本公証人連合会ホームページでお知らせします。

- ※ 2024年3月以前も、ご希望の方はウェブ会議をご利用いただけます。代理人による場合もご利用になれます。ご希望の方は、公証人にお気軽にご相談ください。

定款作成支援ツールのダウンロードや各種手続の詳細については、日本公証人連合会ホームページをご覧ください。

URL <https://www.koshonin.gr.jp/news/nikkoren/startup.html>



QRコード